

# 給与支払報告書

## 提出期限は一月一日

お店の主人や、会社で経理を担当している方は、毎年のことですがつぎのことをお願いします。

従業員（臨時・パートの人もふくむ）がいる個人事業主のかたや所得税で青色申告書を提出しているかたで、事業専従者のいるお店のご主人、会社などに勤務している従業員に「昭和五十六年一月一日から十二月三十一日までの間（中途退職者の場合退職時まで、中途就職者の場合就職時以降）に支払った給料や賞与などの合計額を、すでにお手もとにお届けしてある給与支払報告書にご記入のうえ、二月一日までに市役所税務課へ提出してください。

「給与支払報告書」の提出は、個人や法人などの事業の形態、従業員数、青色専従者の人数、また支払金額の多少などにはいっさい関係なく、その者に支払った五十六年中の一年間の給料、賞与などを総支払額、年末調整の際控除した配偶者扶養親族、障害者等の数、社会保険料、損害保険料、生命保険料等の金額および徴収した税額等を記入していくだけとなっています。

この「給与支払報告書」の用紙は、三枚一組と四枚一組の二種類あります。が、普通一般の従業員など給与等の支払いを受ける者には

- ①病院等に支払った医療費などの控除を受けようとする人。
- ②災害などにより被害を受けたため難損控除を受けようとする人。
- ③住宅を新築して住宅取得控除を

三枚一組の用紙を使って、一枚を税務課へ提出していただき、残りの一枚はその従業員に源泉徴収票としてお渡しください。

つきに、五十六年中の給与の収入金額が、五〇〇万円をこえる人や法人などの役員（一年間の給与の収入金額が一五〇万円をこえる人）は、四枚一組の用紙を使っていただき二枚を税務課へ、一枚は源泉徴収票として大月税務署へ、残り一枚を本人に渡してください。

なお、この「給与支払報告書」の提出に関連して、事業主から給料をもらっている人で、この給料以外には全く別に収入のない人、（例えば農業収入、営業収入、不動産収入などをいいます）はこの事業主から提出される給与支払報告書だけで、所得税の確定申告や市県民税の申告をする必要はありません。

ただし、つぎのような方からは申告していかなければなりません。

該当者には一月早々ご来庁願うよう日時を指定した通知を差上げます。この「お尋ね」を出しませんと直接大月税務署まで行つていただくことになりますので、ご多忙でも市役所税務課まで提出をお願いします。

土地や建物をお売りになった利益（譲渡所得）に対し所得税がかかります。昭和五十六年中に、土地、建物等を売った場合には、確定申告をしていただきますが、その資料とおちのないよう」すべての従業員の当市分を市長名、整理番号の記入してある総括表をつけて提出してください。

また、枚数の不足やその他、お問い合わせは税務課へお願いします。

受けようとする人。

譲渡所得の「お尋ね」  
お早めに!!



### “償却資産”の申告

償却資産の所有者は、地方税法三八三条の規定で、毎年一月一日現在における当該償却資産について、市長に申告していただくことになります。期限は一月三十日です。この「お尋ね」を出しませんと直接大月税務署まで行つてください。

なお、用紙のない方は税務課評価係まで請求してください。

ペーパークラフト 都留大会	
皆様方に市内のたばこ店でたばこを買っていただくことにより「20本入りたばこ1箱で約29円」がたばこ消費税として市の歳入になります。昭和55年度は9,618万円が市たばこ消費税として入りました。市民の皆さん、たばこは市内でお買い求めください。	
さて、この空箱利用によるクリーン運動を兼ねた「たばこ空箱によるペーパークラフト作品大会」をつぎにより開催します。同好の方の出品を募ります。	
日時	1月8日・9日 午前10時～午後5時
場所	文化会館
出品	たばこ空箱利用による作品
主催	都留たばこ商業協同組合婦人部
共催	都留市 都留たばこ商業協同組合